

令和5年11月30日

八幡平市

懲戒処分の公表

地方公務員法第29条及び八幡平市職員の懲戒処分に関する指針の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

記

【懲戒処分】

1 被処分者 係長級 40代男性職員

2 処分の理由及び処分の内容

被処分者は、自動車運転免許の更新を失念し、失効に気付くまでの間、免許が失効した状態で、公用車を計8回及び通勤・私生活において自家用車を運転した道路交通法第64条第1項の無免許運転等の禁止規定に違反するものです。

また、この行為は、公務員にあつてはならない非違行為であるばかりでなく、地方公務員としての職の信用を傷つけ、社会的評価を著しく低下毀損し、八幡平市行政の信用を失墜させるもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反します。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3項の規定並びに八幡平市職員の懲戒処分に関する指針第2条の規定（別表の「5 交通法規違反関係」の「交通法規違反」）に該当するので、懲戒処分として減給（1月間の給料の月額10分の1の額）としました。

3 処分発令日 令和5年11月30日